

第2部

虐待対応の手順を学ぶ

虐待に関する相談窓口

○ 虐待対応において

高齢者分野は

ポイント

「市役所（高齢福祉課）」

と「地域包括支援センター」

障がい者分野は

ポイント

「市役所（障がい保健福祉課・亀田福祉課）」

と「基幹相談支援センターぱすてる」

が連携し、虐待行為の解消（終結）まで対応します。

虐待対応の流れ

【虐待の発見】



【虐待の相談・通報の受理】



【事実確認】



【コアメンバー会議(※)の開催】



【個別ケース会議の開催】



【支援の実施】



【支援の終結】

虐待はどこにでも起こりえる可能性があります。

支援者の皆様の気づき(相談・通報)が、虐待解消への一歩となります！

高齢者分野は「市役所（高齢福祉課）」と「地域包括支援センター」

障がい者分野は「市役所（障がい保健福祉課・亀田福祉課）」

と「基幹相談支援センターぱすてる」が対応します。

支援の実施において、

「市役所」と「地域包括支援センター」・「基幹相談支援センターぱすてる」

と共に、支援者の皆様にも「個別ケース会議」から入っていただき、

「終結」に向けた支援を開始します。

(※コアメンバー会議・・・虐待であるかどうか判断する会議)

支援者の皆様にお伝えしたいこと①

- 前ページ「虐待対応における基本的な流れ」で説明したように、虐待はどこにでも起こりえる可能性があります。新たな疾病や介護の困難さなどから、その可能性を予見できたとしても、「いつ」「どこで」など具体的に発生を予見することは困難です。
- 痣や傷があるなど、目に見える形であれば相談・通報も容易ですが、外傷を負わせるだけが虐待ではなく、**第1部**にて説明した様に、脅えた表情や不衛生な環境など、対象者と直に接する**支援者の皆様の気付き**により、**虐待行為が重度化する前に発見できたり、虐待そのものを未然に防ぐことができます。**

「言葉では言い表せないけど、何かいつもと違う！」など、
変化を感じた際は、ためらわずに「市役所」または
「地域包括支援センター」・「基幹相談支援センターぱすてる」へ
相談して下さい！

支援者の皆様にお伝えしたいこと②

- 支援者の皆様の気付き（相談・通報）から、「市役所」および「地域包括支援センター」・「基幹相談支援センターぱすてる」は、虐待の解消に向けた取り組みを開始します。
- **支援方法に絶対的な答えはなく**，生命に危険が生じる可能性があると判断し，緊急に保護(分離)を行った事例もあります。しかし，**虐待の対応は保護(分離)だけが絶対的な手段ではありません**。
- 虐待には**必ず原因があります**。その原因を取り除き，養護者と正常な関係に戻ることができれば，保護(分離)に至らずに住み慣れた自宅で，今までどおりに家族との生活が可能です。
- 以上から，高齢者・障害者への必要な支援はもちろんのこと，虐待を行った者への支援も，円満な虐待終結に向けた鍵となります。

虐待行為の解消（終結）は，その原因が取り除かれ安心した生活が確保された時が目安です。住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活が送れるよう必要な支援を図ることが大切です。

参考…函館市高齢者虐待対応

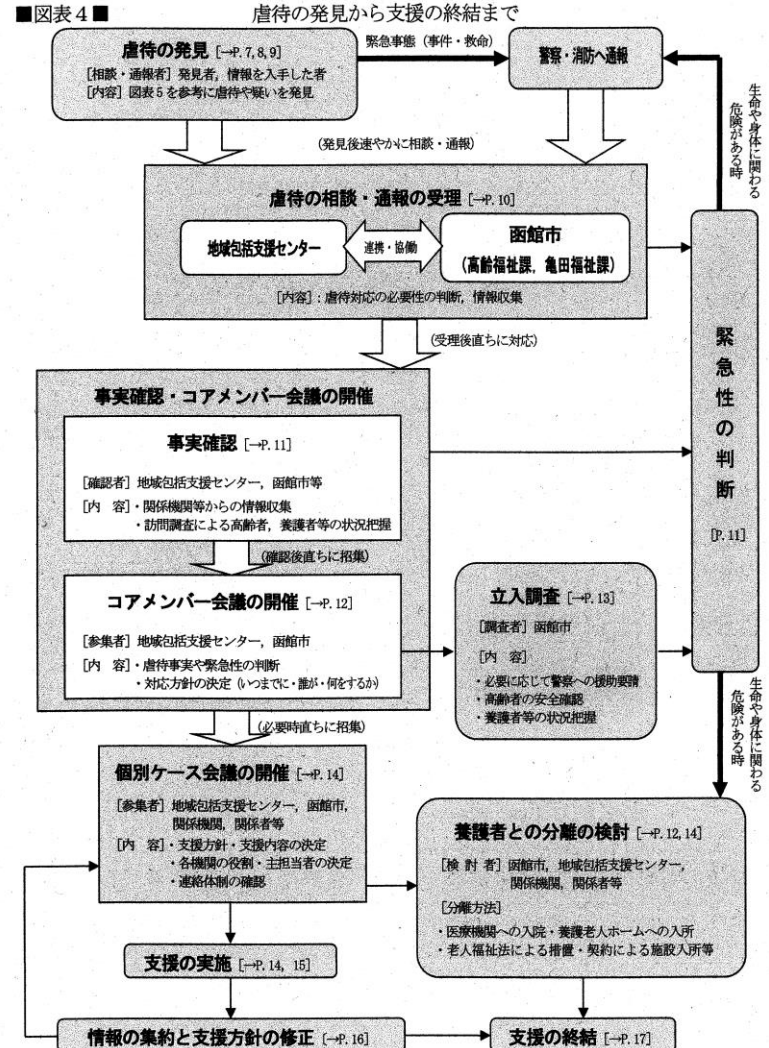
※函館市高齢者虐待対応支援マニュアル6ページから抜粋しました。

- ・緊急時には警察・消防機関と連携を図ります。

- ・必要に応じ…
立入調査
警察機関への援助要請
面会制限
老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」などの対応をとります。

虐待への対応手順

高齢者の安全確保のために一刻をあらそう事態も考えられます。夜間・休日を問わず迅速な対応が図られるように、地域包括支援センターや市を中心に、関係機関が連携し、支援にあたります。



参考…函館市障がい者虐待対応

○函館市障がい者虐待対応支援マニュアル6ページから抜粋しました。

- ・緊急時には警察・消防機関と連携を図ります。
- ・必要に応じ…
立入調査
警察機関への援助要請
面会制限
身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」
などの対応をとります。

養護者による障がい者虐待への対応について

(1) 虐待への対応手順

障がい者の安全確保のために一刻をあらそう事態も考えられます。夜間・休日を問わず迅速な対応が図られるように、障がい保健福祉課（函館市障がい者虐待防止センター）および亀田福祉課を中心に、関係機関が連携し、支援にあたります。

【図表4】 養護者による虐待対応システム・フロー

